

# 浄化槽 法定検査 のお知らせ

[浄化槽法第7条 設置後等の水質検査]

## 浄化槽を設置された皆さんへ

今回の検査は『浄化槽法第7条検査』といい全ての設置された浄化槽について使用開始後、一定期間に

- ① 工事後の状態はよいか？
- ② 正常に稼動してその機能を発揮しているか？

などを一般社団法人 大阪府環境水質指導協会の検査員が検査します。

もし、検査の結果、問題点があったときは関係者に通知し、必要な改善措置をとります。

※料金は浄化槽設置申請時に納入されていますので不要です。

※日頃の専門業者による保守点検・清掃とは別です。

## 検査の内容は

### 外観検査

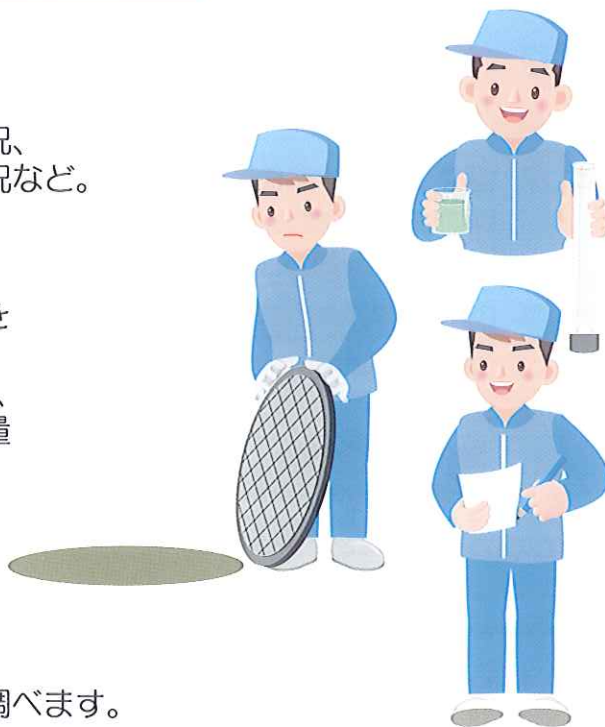
浄化槽に異常な箇所がないか調べます。  
設置状況、設備の稼動状況、水の流れ方の状況、  
使用の状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況など。

### 水質検査

水質検査により正常に機能を発揮しているかを調べます。  
水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素濃度 (DO)、  
残留塩素濃度、透視度、生物化学的酸素要求量 (BOD) など。

### 書類検査

浄化槽設計書または保守点検記録等から、  
設計どおりに設置されているか、又、  
設置後の保守点検が適正に行われているかを調べます。



## 検査結果は

上記の検査結果を総合的に判断したうえで、所見をつけてお知らせします。

# 浄化槽設置者(使用者)の守らなければならないこと。

**保守点検**を行なって下さい。

「保守点検」は保守点検業の登録を受けた専門業者に委託して下さい。

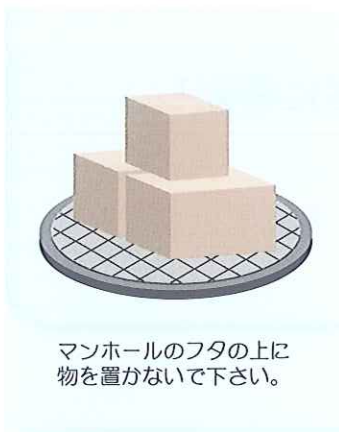
**清掃**を行なって下さい。

「清掃」は清掃の許可を受けた清掃業者に委託して下さい。

上記のほかに、浄化槽法第11条の「定期検査」の受検が義務づけられています。

## 浄化槽は正しく使いましょう。

浄化槽の使用にあたっては、次のことに注意して下さい。



※合併浄化槽はトイレと併せて生活排水も処理します。

### 関連法規

※「浄化槽法」抜粋

第七 条 (設置後等の水質検査)

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、(中略)指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第十 条 (浄化槽管理者の義務)

浄化槽管理者は、(中略)浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

第十一 条 (定期検査)

浄化槽管理者は、(中略)毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

お問い合わせは… 大阪府知事指定検査機関

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会  
〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3  
TEL (072)257-3531 FAX (072)257-3605  
HP <http://www009.upp.so-net.ne.jp/suishitsu/>